

# 「家畜伝染病発生時における防疫資材等の輸送に関する協定」を締結

県ト協

岐阜県農政部では、県民に安全・安心な畜産物を提供するために、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防措置に注力しており、その一環として、農家への動物用医薬品の適正使用の指導や動物用医薬品販売業者への適正な流通の指導、動物用医薬品の品質検査なども行うと共に、畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針等に基づいた家畜の伝染病の定期的な検査などを行い、家畜等が健康に育つ環境を創造しています。

このような中、万が一家畜伝染病が発生した場合には、その被害を最小限に抑えるための防疫措置を実施する必要があります。

そのため岐阜県は、関係団体や民間企業などの間で防疫措置のための協定を結んでおりますが、この度、人とモノの輸送に関し、岐阜県バス協会、岐阜県トラック協会との締結依頼があり、去る1月31日開催の県ト協理事会における承認に基づき、3月1日、標記防疫機材等の輸送に関する協定を締結いたしました。

今後は、従事されるドライバーの方をはじめ、企業における安全配慮を徹底したうえでの防疫措置に応じたいと考えます。その折のご協力に尽きましてお願いいたす次第であります。

